

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

平成三十一年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

平成三十一年三月二十日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成三十一年三月二十七日 午後一時  
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成三十一年三月二十七日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

桐野 忠 議員

明ヶ戸 亮 太 議員 を指名する。

三、日程第五については、平成三十年十月三日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。  
以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

平成三十一年三月二十七日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する

条例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する

条例を定めることについて

日程第九 議案第三号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

を定めることについて

日程第一〇 議案第四号 平成三十一年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第

一号）

日程第一一 議案第五号 平成三十一年度川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員（二三人）

第一番 菊地 敏昭 議員 第二番 飯野 徹也 議員

第三番 小峯 松治 議員 第四番 小林 一薫 議員

第五番 吉野 郁恵 議員 第六番 桐野 忠 議員

第七番 明ヶ戸亮太 議員 第八番 中原 秀文 議員

第九番 柿田 有一 議員 第一〇番 高橋 剛 議員

第一一番 関口 勇 議員 第二一番 小ノ澤哲也 議員

第二三番 片野 広く 議員

△欠席議員（なし）

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

消防局長 岸田 隆

次長 比留間 富雄  
" 島村 昭仁  
" 岸 康弘  
川越北消防署長 志村 和宏  
川越中央消防署長 安田 勇次  
川越西消防署長 橋本 丈夫  
川島消防署長 谷島 忠雄  
総務課長 西村 政徳  
救急課長 秋山 浩利  
指揮統制課長 程島 秀二

△議場に出席した職員

書記長 小森谷 昌弘  
書記 佐藤 喜幸  
" 武笠 浩  
" 津久井 広大

△開 会（午後一時三十一分）

○小林 薫議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成三十一年川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○小林 薫議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とす

ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○小林 薫議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

（武笠 浩書記 朗読）

川消総発第一二〇一号

平成三十一年三月二十七日

川越地区消防組合議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について（通知）

平成三十一年本組合議会第一回定例会に、下記の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

二 川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

三 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

四 平成三十年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

五 平成三十一年度川越地区消防組合一般会計予算

○小林 薫議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○小林 薫議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

なお、管理者より、会計管理者は本日都合により欠席する旨の通知がありましたので、報告いたします。

川消議会発第八七号

平成三十一年三月二十日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林 薫

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、三月二十七日午後一時開会の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第一一八八号

平成三十一年三月二十七日

川越地区消防組合議会議長 小林 薫様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出 席 通 知 書

要求により、平成三十一年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

副管理者 飯島和夫

〃 栗原 薫

消防局長 岸田 隆

平成三十一年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

次長	比留間 富雄
〃	島村 昭仁
〃	岸 康弘
署長	志村 和宏
〃	安田 勇次
〃	橋本 丈夫
〃	谷 島 忠雄
課長	西村 政徳
〃	秋 山 浩利
〃	程 島 秀二

△日程第四 会議録署名議員指名について

○小林 薫議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

桐野 忠 議員

明ヶ戸 亮 太 議員

を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○小林 薫議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成三十年十月三日以降本日まで七件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第二二号

平成三十年九月二十五日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林薫様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 片野広く

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十一年度八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二五号

平成三十年十月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林薫様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 片野広く

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十一年度九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二七号

平成三十年十一月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林薫様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 片野広く

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十一年度十月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二九号

平成三十年十二月二十五日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林薫様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 片野広く

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十一年度十一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三〇号

平成三十年十二月二十五日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林薫様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 片野広く

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の定例監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

川消監発第三号

平成三十一年一月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林薫様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 片野広く

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十年度十二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三五号

平成三十一年二月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 小林薫様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 片野広く

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成三十年度一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

○小林 薫議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題といたします。

本件は、去る平成三十年十月二日開会の第三回定例会において、地方自治法第百

九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長柿田有一議員。

(柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇)

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成三十年十月二十九日、十二月三日及び本年二月十九日の三日間にわたり、消防局三階講堂において、平成三十年十月二日開会の第三回定例会において、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを審査いたしました。

第一日の会議は、審査に入る前に、前回八月二十八日の会議で資料要求しましたヘリポート設置に関するガイドライン等についての資料をもとに理事者より説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題として、理事者より新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画について説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回は新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画で取りまとめる機能、規模について報告を受け、調査を行うことを確認し、散会いたしました。

第二日目の会議は、審査に入る前に、前回十月二十九日の会議で答弁が保留となっておりました公募型プロポーザル参加資格者数及び平成三十五年度中の供用開始について理事者より説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題として、理事者より用地交渉の進捗状況について及び、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画について

説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回は新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画で取りまとめる機能、規模について報告を受け、調査を行うことを確認し、散会いたしました。

第三日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題として、理事者より消防局・川越北消防署新消防庁舎建設予定地について及び、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画で導入を検討する機能について説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を維持向上させるために必要不可欠なものであり、本年度末には基本計画の策定が予定されていることから、引き続き調査する必要があるため、本日中に調査を終了することは困難であります。よって、地方自治法第九十九条第八項の規定に基づく継続審査とし、三月定例会終了後審査いたしたい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

平成三十一年三月二十七日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 小林 薫 様

○小林 薫議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△管理者挨拶

○小林 薫議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 本日は、平成三十一年度の当初予算案を御審議いただきます第一回定例会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後の組合の行政運営に対し格別なる御支援と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、御承知のとおり、川越市、川島町ともに厳しい財政状況ではございますが、

平成三十一年度の当初予算案といたしましては、平成三十一年度の当初予算対比で三

・六%増の五十四億六千六百五十七万四千円の予算規模となっております。

主な施策といたしましては、はしご付消防自動車の更新整備のほか、消防資機材等の整備など初動消防力の強化を図るとともに、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を維持向上させるため、老朽化が著しい川越地区消防局・川越北消防庁舎の新庁舎の建設に向けて基本設計を初めとする各種事業を実施するものでございます。

また、平成三十一年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並

びに本年度の一般会計予算の補正がございます。詳細につきましては、消防局長をして説明いたさせていただきますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安全安心を実感できるまちづくりのため全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全安心の確保という観点に立ちます組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。結びといたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○小林 薫議長 以上で終了とさせていただきます。

△日程第 七 議案第 一号 川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する  
条例の一部を改正する条例を定めることについて

○小林 薫議長 日程第七、議案第一号、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する  
条例を定めることについて

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例  
を次のとおり定める。

平成三十一年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

（岸田 隆消防局長登壇）

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第一号、川越地区消防組合消防

本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、川越市において町の区域が新たに画されたことに伴い、川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、消防署の管轄区域を規定する別表中、川越中央消防署の項に豊田本五丁目を加えようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を公布の日としようとするものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第 八 議案第 二号 川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する  
条例を定めることについて

○小林 薫議長 日程第八、議案第二号、川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。



議案第二号

川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成三十一年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○小林 薫議長 提案理由の説明をお願いします。

（岸田 隆消防局長登壇）

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第二号、川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、新消防庁舎建設準備室の新設に伴う職員の増員及び公益的法人へ派遣される職員を定数外の職員としようとするものでございます。

改正の内容でございますが、新消防庁舎建設準備室の新設に伴い職員を増員するため、第二条第一項の職員の定数四百二十八人を、消防吏員四百三十一人、消防吏員以外の職員二人に改めるとともに、組合実施に見合った職員定数とするため、第三条第一項の定数外の職員に公益的法人へ派遣される職員を加えようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を平成三十一年四月一日としようとするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第三号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

を定めることについて

○小林 薫議長 日程第九、議案第三号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第三号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて  
川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成三十一年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○小林 薫議長 提案理由の説明をお願いします。

（岸田 隆消防局長登壇）

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第三号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申

上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維持管理に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、条例第十六条第一項中、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるとともに、そのほかの所要の規定の整備をしようとするものでございます。

この条例の施行期日につきましては公布の日とし、条例第十六条第一項の改正規定につきましては、日本工業化法の一部改正の施行日に合わせ平成三十一年四月一日としようとするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第四号 平成三十年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

○小林 薫議長 日程第十、議案第四号、平成三十年川越地区消防組合一般会計補

正予算(第一号)を議題といたします。

議案第四号

平成三十年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

平成三十年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千四百三十三万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十二億五千三百八十五万九千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

平成三十一年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。

(岸田 隆消防局長登壇)

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第四号、平成三十年川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書四の一ページをごらんいただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千四百三十三万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十

二億五千三百八十五万九千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、四の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、地方債の補正は、四の三ページの起債の限度額を歳入歳出予算後の組合債の金額に合わせ、第二表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。続きまして、別冊の平成三十年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第一号)により御説明申し上げます。

初めに、四ページの歳出をごらんいただきたいと存じます。

常備消防費三百二十四万九千円の減額は、消防車両整備及び消防資機材整備の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、常備施設費一千六百九十九万九千円の減額は、消防庁舎改修の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

川越水利施設費十六万二千円の減額は、川越市消防水利の増設にかかります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

五ページに移りまして、利子四百七十二万七千円の減額は、組合分利子の償還金額の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

引き続き、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページをごらんいただきたいと存じます。

負担金一千九百十八万円の減額は、消防組合負担金といたしまして、常備消防費等の事業費の確定及び特定財源の追加に伴い、共通経費に係る川越市、川島町それぞれの負担金を減額しようとするものでございます。並びに水利施設費の事業費の確定に伴い、水利施設費にかかわる川越市の負担金を減額しようとするものでございます。

次に、物品売り払い収入百九十二万八千円の追加は、不用品売り払い収入の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

繰越金一千九十六万四千円の追加は、前年度剰余金といたしまして、剰余額の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

三ページに移りまして、消防債五百七十万円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、水槽付消防ポンプ自動車二台、消防ポンプ自動車一台、高規格救急自動車二台、救急車に積載する高度救命用資機材並びに給排水設備等改修工事及び防火水槽設計業務委託にかかわります事業債の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、三千三百六十五万一千円を計上いたしました。消防施設費等整備費補助金といたしまして、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車各一台及び救急自動車に積載する高度救命用資機材の整備にかかわる国庫補助の採択に伴うものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、六ページにございます附表一につきましては、地方債に関する調書でございますが、説明は省略とさせていただきますと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一 議案第五号 平成三十一年度川越地区消防組合一般会計予算

○小林 薫議長 日程第十一、議案第五号、平成三十一年度川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第五号

平成三十一年度川越地区消防組合一般会計予算

平成三十一年度川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五十四億六千六百五十七万四千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第二表地方債」による。

(一時借入金)

第三条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

平成三十一年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○小林 薫議長 提案理由の説明を願います。  
(岸田 隆消防局長登壇)

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第五号、平成三十一年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書五の一ページをあらためてお読みください。

第一条第一項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十四億六千六百五十七万四千円と定めようとするものでございます。

平成三十年当初予算と比較いたしますと、割合にして三・六%、額にして一億八千八百三十七万八千円の増額となっております。人件費及び普通建設事業費の増額が主な要因でございます。定年退職者の増加、消防車両整備及び消防局庁舎建設に係る増額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を五の二ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものでございます。

第二条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を五の四ページ、第二表地方債のとおりに定めようとするものでございます。

第三条、一時借入金の借入れの最高額を三億円と定めようとするものでございます。

それでは、別冊の平成三十一年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

二ページをあらためてお読みください。

負担金の総額は五十億五千七百六十六万八千円を計上いたしました。

消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費、予備費及び川越市の消防用地費から成る内容でございます。

次に、消防使用料は四十九万八千円を計上いたしました。行政財産使用料といた

しまして、消防庁舎に設置されております自動販売機に係る見込み額でございます。  
三ページに移りまして、消防手数料の総額は四百三十三万を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料に係る見込み額でございます。

次に、利子及び配当金は三十万円を計上いたしました。基金利子といたしまして、職員退職手当基金に係る見込み額でございます。

次に、財産貸付収入は九十六万円を計上いたしました。財産貸付収入といたしまして、消防庁舎に設置しております自動販売機に係る見込み額でございます。

次に、物品売り払い収入千円は科目の設定でございます。

次に、繰越金は四千五百万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

四ページに移りまして、預金利子千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は一千三百六十八万四千円を計上いたしました。受託収入といたしまして、川越自警消防費、川越水防費から成る内容でございます。

次に、雑入の総額は一千六百二十三万二千円を計上いたしました。支弁金といたしまして、関越高速道路救急業務支弁金、雑入といたしまして、川越市、川島町それぞれ消防基金支払い収入及び剰余電力売り払い収入等の見込み額でございます。

五ページに移りまして、消防債の総額は三億二千八百万円を計上いたしました。消防施設整備事業債といたしまして、はしご付消防自動車一台、高規格救急自動車一台、救急車に積載する高度救命処置用資機材並びに空調設備改修工事、消防局庁舎建設にかかわる各業務委託及び防火水槽の整備等に係る見込み額でございます。

引き続き、歳出の説明に移らせていただきます。六ページをごらんいただきましたと存じます。

初めに議会費でございます。議会費の総額は七百四十九万六千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

七ページに移りまして、総務管理費でございます。一般管理費の総額は四百四十八万八千円を計上いたしました。特別職報酬等及び事務経費に係る所要額でございます。

次に、公平委員会費の総額は九万六千円を計上いたしました。公平委員の報酬等に係る所要額でございます。

八ページに移りまして、監査委員費でございます。監査委員費の総額は三十九万三千円を計上いたしました。監査委員の報酬等及び事務経費にかかわる所要額でございます。

九ページに移りまして、常備消防費でございます。常備消防費の総額は四十六億五千四百二十二万一千円を計上いたしました。事業費につきましては、職員人件費、火災予防対策、救急高度化及び消防車両整備等の常備消防にかかわる内容でございます。

主な事業につきまして申し上げます。

職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費にかかわる所要額でございます。

次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教育、教養及び研修福利厚生及び給貸与物品等に係る所要額でございます。

次に、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び市町民の防火意識の高揚を図るため、普及啓発に係る所要額でございます。

次に、消防車両整備につきましては、はしご付消防自動車一台、高規格救急自動車一台の更新整備に係る所要額でございます。

次に、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成及び救急隊員の資質向上並びに高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材等に係る所要額でございます。

次に、消防通信整備につきましては、高機能消防指令センター等維持管理及び無線機の整備等に係る所要額でございます。

次に、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の消防活動業務費につきましては、消防活動資機材の整備に係る所要額でございます。

十三ページに移りまして、常備施設費の総額は二億二千九十万一千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費、消防局庁舎建設の各事業でございます。十四ページに移りまして、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は八千七百六十四万八千円を計上いたしました。川越市消防団に係る消防団事務、消防団施設管理、消防団車両管理及び消防団消防車両整備の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団の装備等の整備など、消防団運営に係る所要額でございます。消防団消防車両整備につきましては、川越市消防団本部に配備する指揮車の所要額でございます。

十五ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は三千百七十七万七千円を計上いたしました。川島町消防団にかかわる消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業の内容につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団の装備等の整備など、消防団運営にかかわる所要額でございます。

十六ページに移りまして、水利施設費でございます。

川越水利施設費の総額は一億九百六十六万六千円を計上いたしました。川越市にかかわる水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の設置及び維持管理、防火水槽の設置にかかわる所要額でございます。

十七ページに移りまして、川島町水利施設費の総額は二百二十五万五千円を計上いたしました。川島町に係る水利施設管理の事業でございます。消火栓の維持管理等にかかわる所要額でございます。

次に、自警消防費でございます。

川越自警消防費の総額は九百六十四万二千円を計上いたしました。川越市自警消

防隊運営事務及び川越市自警消防隊資機材管理の各事業でございます。自警消防隊に対する補助金及び資機材等の維持管理に係る所要額でございます。

十八ページに移りまして、水防費でございます。

川越水防費の総額は四百四十二万二千円を計上いたしました。川越市水防団運営事務につきましては、水防団員の共済費、旅費等にかかわる所要額でございます。

十九ページに移りまして、公債費でございます。

元金の総額は三億二千六十七万八千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の元金償還金にかかわる所要額でございます。

次に、利子の総額は一千四十四万一千円を計上いたしました。組合分、川越市分及び川島町分の利子償還金にかかわる所要額並びに一時借入金利子の見込み額でございます。

次に、予備費でございます。

予備費といたしましては四百五十万円を計上いたしました。

以上で御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、二十ページ以降にございます附表一及び附表二につきましては、給与費明細書及び地方債に関する調書でございますが、説明は省略とさせていただきます。存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小林 薫議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小林 薫議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

中原秀文議員。

(中原秀文議員登壇)

○中原秀文議員 議長から発言のお許しをいただきましたので、議案第五号、平成三十一年度川越地区消防組合一般会計予算について、質疑をさせていただきます。

最近の報道等で幾つか気になる点がありましたので、予算化の状況も含め確認をさせていただきます。

初めに、消防車両並びに救急車両のカーナビゲーションシステムの更新についてお伺いしたいと思います。

今月の十三日、我々消防組合議会議員に対しまして局長名で救急搬送事案に係る取材についての報告をファックスいただきました。内容としましては、救急車両のカーナビゲーションシステムの情報が古く、搬送先医療機関が移設していたにもかかわらず旧住所へ向かってしまい、六分間の遅延が生じたとの報告だったかと思えます。本日の協議会での説明では十分とのことでしたので、十分が正しい時間であったと理解をさせていただきました。また、埼玉県情報支援システムで確認をしていけば、この発生はなかったと思われるとの記載もあったと記憶いたしております。二つのシステムを利用しながらでは対応が煩雑になってしまうのではないかと思います。カーナビゲーションシステムの地図情報を更新していれば、このような問題は発生していなかったのではないかと推察いたしております。

そこで、まず第一点目として、消防車両や救急車両のカーナビゲーションシステムの地図情報の更新のための経費を平成三十一年度予算に計上されているのかお伺いいたします。

あわせて、計上しているのであればその概要を、もしくは、計上していないのであればその理由について、第二点目としてお伺いいたします。

消防車両や救急車両の数分のおくれが生命にかかわることもあるわけですので、今回の報道を受け、消防車両や救急車両のカーナビゲーションシステムの地図情報の更新をどのようにされていこうと考えられているのか、今後の予定につきまして第三点目としてお伺いいたします。

次に、消防団員の運転車両の制限についてお伺いしたいと思います。

一昨年、平成二十九年三月の道路交通法改正で準中型免許が新設をされ、改正前は普通免許で重量五トン未満の車両まで乗っていたわけですが、改正後取得した普通免許では、三・五トン以上は運転できなくなってしまう、消防団員の皆さんが消防活動において支障が出るのではないかと危惧しているところであります。

そこで、確認をさせていただきますが、道路交通法の改正により運転できなくなる団員はどの程度いるのか、現状について第四点目としてお伺いいたします。

また、消防自動車を運転する業務に当たることができる消防団員の現状の状況と運転可能な消防団員の確保をするための予算計上はされているのか、第五点目としてお伺いいたします。

あわせて、今後の対策をどのように考えているのか、消防局としてのお考えを第六点目としてお伺いいたしまして、私の質疑といたします。

(岸 康弘次長登壇)

○岸 康弘次長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

カーナビゲーションシステムの更新料の計上についてでございます。

初めに、カーナビゲーションの地図情報の更新料につきましては、平成三十一年度予算には計上しておりません。

次に、計上していない理由についてでございますが、当消防組合では、緊急消防援助隊等の広域応援に出場登録している車両を中心にカーナビゲーションを搭載しております。広域応援に出場登録している車両につきましては、おおむね五年で消防車及び救急車の入れかえを実施しておりますが、出場登録の変更ができない救助工作車や後方支援車等の特殊車両は、購入から七年経過後に更新を実施しております。また、救急車に搭載されているカーナビゲーションの地図情報につきましては、平成二十八年度以降、車両メーカーにより購入から三年間、車両メーカーで更新をしております、その後、登録車両の入れかえまで地図情報の更新はしておりません。

このことから、平成三十一年度につきましては、更新対象車両がないため予算に

計上していない場合がございます。

次に、今後の更新予定についてでございますが、今回の新聞報道を受けまして、より一層確実な消防業務、救急業務を行うため、車両を運用している所属の意見を取り入れつつ、更新について検討してまいります。

以上でございます。

(西村政徳総務課長登壇)

○西村政徳総務課長 消防団員の運転車両の制限について御答弁申し上げます。

現在、消防団で所有する消防自動車は、車両総重量三・五トン以上、五トン未満に区分され、道路交通法改正前の普通運転免許で運転が可能です。平成十九年三月十二日の道路交通法改正後に取得した普通運転免許では運転ができなくなります。現状では、消防自動車を運転する業務に当たっている消防団員を機関員として任命しているところであり、道路交通法改正前に運転免許を取得しているため運転は可能ですが、近年入団した若年層の消防団員数名については、今後、機関員となった場合に運転できないこととなります。消防自動車を運転できる消防団員を確保するための予算につきましては計上しておりません。

今後の対策といたしましては、補助金を交付するなどして消防団員に準中型免許を取得してもらう方法、または消防自動車の更新に合わせて普通運転免許で運転が可能なら三・五トン未満の消防自動車に切りかえていく方法が考えられます。川越市、川島町の消防団長、また関係部署と協議を重ね、適切に対応してまいりたいと考えております。

○小林 薫議長 柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 前議員に引き続きまして御質疑を申し上げます。

前議員からありました消防団の活動に当たっては、近年さまざまな状況の変化も見られるところであります。上位の消防とあわせて、とりわけ地域で、特に火災現場などで昼夜を分かたず、しかも日常的には自分のみずからの仕事を持ちながら

活動していただいている非常備の消防団員の方々、私も火災の現場に行くときに、常に先頭に立って活動されている姿に大変感謝をしているところでございます。

そういった状況の中、こうした方々の確保がなかなか近年大変だということも聞いていて、定数の確保がなかなか困難になっているという状況があるやに伺っております。そこで、改めて、この消防隊員の方々の活動が日常的にどうなっているのか、また、その手当等について少し伺いたいと思います。

まず、一回目といたしまして、消防団員の人たちの活動の状況について、特に火災の活動時間について、どのようになっていのかお伺いをいたします。

あわせて、活動が長時間にわたる場合が、どれぐらい長くなる場合があるのか、それから、火災以外の活動でこういったときにどういう活動に団員の方々は従事していただいているのかについてお伺いをいたします。

以上、一回目といたします。

(西村政徳総務課長登壇)

○西村政徳総務課長 消防団の火災活動時間について御答弁申し上げます。

川越地区消防組合で平成三十年中に発生した火災七十五件の指令から鎮火までの平均時間につきましては約四十六分となりますことから、消防団の火災活動平均時間につきましてもおおむね同じ時間になるものと考えられます。

また、管轄分団におきましては、残火処理、鎮火後の警戒等により、さらに時間を要している状況でございます。なお、平成三十年中において活動が長時間に至った火災につきましては、七月二十九日に発生した川越市かし野台地内における工場火災で七時間五十一分でございます。

また、火災以外の活動といたしましては、祭りやスポーツイベント等における警戒活動、防災訓練を初めとする各種訓練並びに各地域においての防火防災活動に従事しております。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)



○柿田有一議員 御答弁をいただきました。

平均的な活動時間について御答弁がありました。厳密に出場から撤収までの時間を正確に管理をしているという状況ではないようですね。ということで、連絡を受けて出てということや常備の消防の時間と比較して御答弁をいただいたところで、大体、平均的な火災で四十六分ということですが、当然、火災によってばらつきがあるということで、長いときには七時間五十一分ということでした。過去にはもっと長いこともあったかというふうに思いますけれども、こうしたところでも活動しているという状況がわかりました。そのほか警戒活動ですとか訓練などでも日常的に出動していただいているようです。

いずれにしても、出るに当たって費用弁償等が発生してくるようになると思いますが、時間の長さ等でいろいろそういった方々に対する手だてが必ずしも十分かという議論があるかと思えます。こうした状況を改善するためのまず最低限の根拠として、現状どういふふうに費用弁償や報酬が払われているのかということを確認しておく必要があるかと思えますので、一点お伺いしておきますが、消防団員の費用弁償の総額、それと個別、どういふふうに出ているのか、それから報酬の総額と各職級ごとの報酬についてお伺いしておきたいと思えます。

費用弁償に当たっては経過があると思いますが、現状の費用弁償が決まった経過いつごろから今の費用弁償の金額になっているのか、改正の経緯等があればお伺いしておきたいと思えます。

また、この費用弁償に関しては、改善の要求も出ている、また、総務省等から何らかの方針等が出されているやに聞いていますが、今後、当消防局でどういふふうな方向で考えられているのか、今後の対応について、あわせてお伺いをいたします。私の質疑といたします。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 消防団員の費用弁償の総額と報酬の総額について御答弁申し上げます。

平成二十九年度決算における消防団の費用弁償の総額につきましては、川越市消防団が六百十四万七千円、川島町消防団が二百七十六万六千円となっております。

また、団員報酬につきましては、年額で、消防団長二十万六千円、副団長十七万四千円、分団長十五万一千円、副分団長十二万三千円、部長十万七千円、班長八万九千円、団員六万九千円となっております。平成二十九年度決算における総額で、川越市消防団が二千三百四十四万五百円、川島町消防団が一千二十三万三千二百五十円となっております。

以上でございます。

(岸田 隆消防局長登壇)

○岸田 隆消防局長 費用弁償の経過と今後について御答弁申し上げます。

消防団の費用弁償につきましては、昭和四十八年四月に川越地区消防組合消防団条例が制定、支給が開始され、その後、平成元年、平成七年及び平成二十二年に一部改正が行われております。

現在、消防団長及び副団長は、火災、警戒、訓練等の場合に一人一回につき千円、団員については、火災の場合、一分団一回につき一万二千円、警戒、訓練等の場合、一人一回につき千円を支給しております。

今後につきましては、総務省消防庁から、消防団の処遇改善として費用弁償の引き上げ等を図る必要があると通知されていること、県内消防団費用弁償の地区状況等を踏まえ、費用弁償の引き上げ等について関係機関と協議を重ね検討してまいります。

以上でございます。

○小林 薫議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後二時三十一分 休憩

午後二時三十五分 再開

△日程追加

○小林 薫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第十二として日程に追加し、議題にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小林 薫議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十二として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△日程第一二 一般質問について

○小林 薫議長 日程第十二、一般質問についてを議題といたします。

通告順に発言を許可します。明ヶ戸亮太議員。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 議長より発言の許可をいただきましたので、通告をしてあります。一般質問について何点か確認をさせていただきます。

公務災害への取り組みについてとなっております。消防の方、消防職員の方、また団員の方ともに消防活動、また災害活動というものは大小を問わず事故によるけがと隣り合わせという非常に危険な仕事でもあります。そこで、本地区の公務災害の取り組みがどのようなものがありまして、そこから本地区の特徴というものを確認させていただきます、対策については二つあると思います。一つが災害活動中によるもの、

そして、公務災害については二つあると思います。一つが災害活動中によるもの、

そしてもう一つが訓練中に起きるものと、二つあるかと思えます。その二つについて少し事例のほうを調べてみますと、本年の一月三十日では東京都八王子市のほうで消火活動に当たっていた職員の方が亡くなられてしまうというものが一つあり、そして訓練中のものと、少し古いものですが、二〇一四年、訓練中に市民の方を巻き込んでしまうような事故を起こしてしまったというものもございました。これらのような最悪なケースというものを避けていくために実情について確認をさせていただきますかと思えます。

まず、一回目の一点目に、消防職員、あわせて消防団員の過去五年間の公務災害のその件数と、その内訳についてお伺いいたします。

そして、公務災害請求のその手順、どのようになっていくのかお伺いいたします。三点目に、公務災害が請求されないケースというものはどのようなものがあるのかお伺いして一回目といたします。

(西村政徳総務課長登壇)

○西村政徳総務課長 公務災害に取り組みにつきまして御答弁申し上げます。

消防職員の過去五年間の公務災害の発生件数は二十六件となっております、五年間の平均は五・二件となっております。

内訳につきましては、二十六件中、災害活動中のものが十三件、訓練中のものが四件、通勤途上のものが四件、その他のものが五件となっております。

また、地方公務員災害補償基金への公務災害認定請求につきましては、二十六件のうち十七件につきまして公務災害認定を請求しており、十七件全ての公務災害について認定をされております。

次に、消防団員につきましては、川越市消防団、川島町消防団を合わせ、過去五年間に十三件の公務災害が発生しており、過去五年間の平均は二・六件となっております。

内訳につきましては、災害活動中のものが二件、訓練中のものが十件、その他のものが一件となっております、十三件全ての公務災害について公務災害認定を請求し認

定をされております。

公務災害の認定請求につきましては、受傷した職団員が請求することとなっております。消防団員につきましては、全て認定請求しておりますが、消防職員につきましては、受傷程度が軽いものの中には認定請求をしない職員もおります。

以上でございます。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 それぞれ御答弁をいただきました。

消防職員の方は二十六件中、災害活動中のものが十三件、訓練中が四件とありました。そして、消防団員の方につきましては、十三件の公務災害のうち活動中のものが二件、そして訓練中のものが十件とありまして、ここで数字としましては、活動中のものと訓練中のものが少し逆転しているという現象が起きておりました。

事前に資料のほうを拝見させていただきまして、では、団員の方がなぜ訓練中にこれだけの負傷者が出てしまっているのかというものを見させていただきまして、二十六年のポンプ操法の訓練中の負傷というものが六件もあります。これが三回に分けてではなく一回の訓練の中で多くの方が出てしまっているということがありますので、こちらについては、予防策、防止対策というものが必要だと思えます。その考えを一点お伺いいたします。

そして、これまで、身体的な負傷等について少し確認をさせていただきましたが、ジョージ・ワシントン大学、こちらの少し論文のほうを確認いたしますと、消防士のストレスというものがありまして、今回の一般質問にマッチするものだったので少し内容のほうを調べてみますと、消防士という職業は、極度にストレスの多い活動を伴う任務であると書かれております。もちろんアメリカの事例ですので、若干、日本とは異なる部分がありますが、やはりそれでも公務員という仕事の中では、多くのストレスを抱える職業であるというものが言われております。

そちらの実験事例のほうを見ますと、消防士は休日よりも勤務日のほうがカテコールアミン、これはストレスを感じると発生するホルモンなんですけれども、

こちらの排出量が増加する、このようなものでありまして、ここに書かれている身体的な負傷のみではなくストレス的なものというものも公務災害としては認定されるものでありますので、その点についてどのように対応をされているのかというものを聞きしたかったんですが、事前にいただいた資料のほうを拝見させていただきましたと、出ているものは全て身体的な負傷によるものであります。では、ストレスを感じてしまっている方という方が公務災害の認定請求を出すか出さないかということ考えると、そのストレスが要因でその認定請求というものを出せないことも考えられますので、そちらについてどのようなお考えをお持ちなのか聞きたいと思えます。

事前に川越市と川島町のうつ病対策というものを見てみますと、川島町のほうですと、初めのページのところにセルフチェックシートがついていたり非常に積極的に取り組んでいるなと思えました。ですので、声を上げることができない方がいることも少し想定をしてみても、そちらについての対応というものをどうされるかお伺いして一般質問とさせていただきます。

(西村政徳総務課長登壇)

○西村政徳総務課長 消防ポンプ操法訓練中の事故に関する要因、今後の対策について、また精神的ストレスの対策について御答弁を申し上げます。

ポンプ操法訓練中の主な事故といたしましては、太ももやふくらはぎの負傷など、走る、とまるなどの基本動作の際に起こっているものです。高度な技術を習得するため体力の限界まで追い込んで訓練をしていることから発生しているものと考えられます。

今後の対策といたしましては、訓練指導者を中心に平素からの体力維持並びに個人の体力に合わせた訓練の強度とするなど、無理のない訓練計画の策定並びに訓練の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

また、精神的ストレスの対策につきましては、平成二十八年度よりストレスチェック制度を導入した対応しているところでございます。

以上でございます。

○小林 薫議長 片野広く議員。

(片野広く議員登壇)

○片野広く議員 前議員に引き続きまして一般質問をさせていただきます。

過日、川越地区消防組合の事案で新聞報道がなされました。三月十四日の朝日新聞になります。記事の中では二点取り上げられておりました。平成三十一年一月二十九日に起こった事案、先ほどお話ありましたカーナビゲーションの情報が古くて移転した病院の跡地に患者さんを運んでしまったという事案、もう一点が平成三十一年二月十五日の事案で、脳卒中の男性をドクターヘリで搬送し、その家族を救急車で、記事によると約五分間サイレンを鳴らして緊急走行をしたと、記事の中では道路交通法と消防法に違反した状態であったのではないかと指摘がなされております。

そして、つい最近ですが、三月二十六日の埼玉新聞では、消防車に緊急自動車届出確認書を積まずに、備えつけずに緊急走行を行っていたと、先ほど行われた議員協議会の中で説明を受けましたが、一月十二日から三月十四日の六十二日間の間に二十五件の緊急走行を行っていたということであります。

まず、先の二件について何点かお伺いをしたいんですが、事前にいただいた資料によりますと、患者の誤搬送については、一月二十九日に発生し、二月十四日に報告書をもって管理者と飯島副管理者へ報告をしていると、栗原副管理者は海外出張中であつたため、同日メールで概要を報告されたと。

もう一点の傷病者の御家族を救急車に乗せて緊急走行したというほうについては、三月十三日、記事になる一日前、朝日新聞の取材を受けた後、秘書室へ一報を入れたと、ファックスを入れたと、で、翌三月十四日に報告書を持参し直接報告いたしましたという資料をいただいているんですが、この二件、消防局長が報告を受けた日付、事件発生から報告を受けた日付というのはどういった状況になっているのでしょうか、口頭もしくは報告書で受けたのかも含めてお伺いをさせていただきたいと

思います。

続きまして、誤搬送のほうについては、二月十四日にもう既に、記事になる前ですね、管理者、飯島副管理者へ報告書が上がっているというお話なんです、こちらの二月十五日の法令に抵触する緊急走行については、報告されたのは三月十三日のファックスと三月十四日の直接報告ということなんです、約一カ月の間がいているということ、朝日新聞の取材を受けての報告ということなんです、何か管理者へ報告しなかった理由があつたのかどうか。

あわせて、この一カ月間、報告されていなかったことと、実際、朝日新聞から取材を受けてファックスで報告したということなんです、神明町から役所なんですよ、距離が。新聞記者からは、法令に抵触するのではないかと、法律違反ではないですかという指摘を受けての報告事案ですから、ファックスではなくて直接報告しに来るのが適当なやり方ではないかと考えるんですが、このファックスで報告したというのは何か理由があるのかどうか、何かお考えがあつたようなことなのかどうか。それが、仮に報告書がまだできていないにしても、きちんと出向いて報告されるのが筋ではないかと思うんですが、お考えをお聞かせください。

(岸田 隆消防局長登壇)

○岸田 隆消防局長 御答弁申し上げます。

三月十四日、朝日新聞に掲載された二件について消防局長、私が報告を受けた日はいつかという形でご答弁申し上げます。

川島消防署の救急事案につきましては、先ほどお話ありました一月二十九日に発生しまして、川島の消防署長から二月一日に口頭で報告を受けました。その後、報告書が二月十四日に提出されたという形でございます。

続きまして、川越西消防署のほうの救急事案につきましては、緊急走行を行った事案につきましては、二月十五日に発生しまして、当日、川越西消防署長と関係職員から直接報告を受けております。その後、二月二十一日に報告書が提出されました。

続きまして、二点目でございます。管理者、副管理者へ報告しなかった理由につきまして申し上げます。

これは川越西消防署の関係でございます。緊急走行をしなければならぬと判断し緊急走行をしましたが、すぐに誤りに気づき、一般走行に切りかえ病院へ向かいました。このことから事故がなかった、第三者等に被害がなかったことから重大な案件と私のほうは認識していなかったために報告に至りませんでした。

続きまして、この内容をどのように考えるのかということでございますが、先ほど重複するような形でございますが、重大な案件と私自身が認識をせず、判断を誤ったものでございます。記者の取材を受けまして、改めて重大事案と認識したことから、至急に対応するためにファックスで報告をし、こちらにつきましては、夕方の五時過ぎる時間等ございましたので、翌朝、そのときに改めて報告に伺いますということ、そういう形で対応したものでございます。

今後につきましては、組織的なものにつきまして判断のもと、迅速な報告を徹底していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(片野広く議員登壇)

○片野広く議員 それぞれ御答弁をいただきました。

まず、川島の誤搬送と西消防署のほうの緊急走行については、それぞれ局長は、一月二十九日の川島のほうについては二月一日に口頭で報告を受けたと、ここも川越西消防署の緊急走行については当日、署長と関係職員から口頭ではありますが報告が上がっているんですね。川島の誤搬送については二日、間があいていると、口頭での報告であれば当日ないし翌日に報告が入ってもよいのではないかと考えます。

ただ、この川島の誤搬送については、きちんと管理者、副管理者に二月十四日に報告がされています。一方で、西消防署の緊急走行については新聞取材を受けて、その理由が当初、重大事案とは認識していなかったと、ところが、新聞取材を受け

て改めて重大事案と認識したということなんですよね。

朝日新聞の記事を見させていただけますと、川島消防署の傷病者の誤搬送については、皆さんが朝日新聞に書いて送られていますので理解されていると思うんですけども、遅延の事実を家族に謝罪したところ、感謝の言葉をいただき、公表には至らなかったというものについては、きちんと報告が管理者、副管理者に行われているのに、緊急搬送については報告が行われないというのは、その重大事案というものとの判断基準が、皆さんどういった基準でお考えになつていらっしゃるのかと。

先ほどもう一件、南古谷署の消防車両もそうですけれども、そちらについては、埼玉県道路交通法細則ですか、に抵触するような行動、行為を行って、さらにその件については、先ほど全員協議会の中での御説明では、メールでの投稿で事実関係を認識して調査したと、そしたら実際事実であったと。少しというか、消防組合の中の法令や規則に対する考え方を改めていかなければならないのではないのかなと考えます。

そこで、二回目なんですけど、この新聞の取材を受けて、改めて重大事案であると認識したことなんですけど、その新聞取材は取材としてお受けになって、何をもって重大事案ではないと判断していたものが重大事案であると認識が変わったのか、どういった理由で変わったのかについてお伺いをさせていただきます。

あわせて、今回の川島の誤搬送、西消防署の緊急走行、南古谷署の届出書を積まないでの緊急走行等と三件の、言葉は悪いかも知れませんが、不祥事が出てくる中で、ほかにありませんか、大丈夫ですか、ほかの消防署。それぞれの案件についてそれぞれ調査をかけていらっしゃるの、先ほど説明を受けましたが、今回のこれ以外に法令や規則に抵触するような行為、行動、ないですかね。

代表して、その点についても局長にお伺いをさせていただきます。

(岸田 隆消防局長登壇)

○岸田 隆消防局長 御答弁申し上げます。

重大事案について認識が変わったことについてということで御質疑でございます。

取材を受けてからという形で後戻りになるんですが、関係法令の遵守にかかわる私、意識が消防、私も含めて消防に不足をしていたのではないかとというふうにございます。また、取材を通して改めて認識をしたところによるものでございませぬ。

あとのもう一つの御質疑ですが、両件につきましても、救急事案等につきましても私の消防局長名で、関係法令等の遵守ということで注意喚起の通知文を、発生からすぐに各、全職員のほうに所属長を通して通知をしている内容が、現在のところそういう形で周知をしている内容でございます。

そのほかにつきましては、報告関係につきましても、受けてございません。以上でございます。

(片野広く議員登壇)

○片野広く議員 ないということでしょうか。

これは、今回の件というのは、皆さんの判断が外から見たらおかしかったんじゃないですかという指摘を受けているわけですよ。なので、調査をかけても、それぞれの担当、それぞれの部署で、これは重大案件ではない、これは省令、法令に抵触しているものではないという内部判断が下されて上になってこない可能性だってあるわけですよ。そうしたことも踏まえて、今後、組織としてのあり方、考え方について整理をしていただきたいと思います。

最後に、行政経験の長い副管理者に、栗原副管理者にお伺いをさせていただきたいと思えます。

今回のこの消防組合の事案を受けて、今後、川越地区消防組合としてどのような改善案を行ってほしいのか、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

(栗原 副管理者登壇)

○栗原 副管理者 御答弁申し上げます。

今、消防のほうも法令や規則について考え方を改める必要があるのではないかと

御指摘がございましたけれども、いわばガバナンス、あるいはコンプライアンスの問題というふうに思っております。いわゆるコンプライアンスというのは、法令違反のないように、そういったものをリスクとして捉えて、そういったことが起きないような活動、ガバナンスについては、そういったコンプライアンスを維持改善する管理体制というふうに私は認識しております。

そういった意味では、今回、西へのその報告を見ていると、一定の対話は局長のもと図られているとふうに理解しておりますけれども、例えば、そういった事故等が発生した場合の統一した報告方法、あるいは報告のレベルが個人の判断になっているのではないかと、いわば何が不適切のものなのかということが明確になっていない、あるいは過去のそういった、起きたことが組織として蓄積されていない可能性がある、また各所属で発生した事案について全庁的に情報伝達がなく、他の所属で生かしていない可能性もあるというふうに考えております。

そういった意味では、こういった、まずコンプライアンスあるいはガバナンスということを実践していくためには、まずは報告方法について明確化して、不適切な処理について、まずその報告を確立することで全庁的に消防の中で情報を共有して、まず自分の課の状況をチェックでき、また、消防局長以下、私も含めてですけれども、管理者についてもそういった場合のリスクというものを認識することができるのではないかとというふうに考えております。

そういった意味では、まずはそういった、どんな細かなことでも現場で判断するのではなく、まず報告を上げるというそういった仕組みについては構築していきたいというふうに考えております。

以上です。

○小林 薫議長 以上で通告者の質問は終わりました。これをもって一般質問を終わります。

△閉 会

○小林 薫議長 以上をもちまして川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全てを終了いたしました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時八分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五

監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第六

消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告した。

日程第七

議案第一号

川越地区消防組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第八

議案第二号

川越地区消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第九

議案第三号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

を定めることについて

原案可決

日程第一〇 議案第四号

平成三十一年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

原案可決

日程第一一 議案第五号

平成三十一年度川越地区消防組合一般会計予算

原案可決

日程第一二

一般質問について

議員二人が一般質問を行った。